

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミャンマー	航空機監視システム改良計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	航空機監視システム改良計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,828,000千円 2023.3.31まで	2019.4.10 ネービー ドーで (同日)	日本側 丸山市郎在ミャン マー連邦共和国政府側 セツ・アラ ン計画・財務副大臣	2019.4.19 135号
ミャンマー	農村地域における農業機械及び建設機械整備計画の実施に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	農村地域における農業機械及び建設機械整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	444,000千円 2022.11.30まで	2019.4.10 ネービー ドーで (同日)	日本側 丸山市郎在ミャン マー連邦共和国政府側 セツ・アラ ン計画・財務副大臣	2019.4.19 136号
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	612,000千円 2027.12.31まで	2019.5.27 ネービー ドーで (同日)	日本側 丸山市郎在ミャン マー連邦共和国政府側 セツ・アラ ン計画・財務副大臣	2019.6.6 31号
ミャンマー	日本ミャンマー・アウンサン職業訓練学校整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	日本ミャンマー・アウンサン職業訓練学校整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,726,000千円 2026.12.31まで	2019.6.27 ネービー ドーで (同日)	日本側 丸山市郎在ミャン マー連邦共和国政府側 セツ・アラ ン計画・財務副大臣	2019.7.8 65号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月○日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。